

令和2年度第1回入札等監視委員会議事概要

【日時】 令和2年9月1日（火曜日）10時～11時30分

【場所】 千歳市役所議会棟2階第2委員会室

【出席者】

◎委員 齋藤（健）委員長、齋藤（一）委員、下夕村 委員

◎説明者 富成 企画部主幹（交通政策担当）

倉島 水道局経営管理課長

上野 水道局水道整備課長

谷藤 水道局下水道整備課長

◎事務局 磯部 総務部次長、佐藤 契約管財課長、浦 契約係長、鈴木 契約係主事

1 開会

2 挨拶

3 審議内容

令和元年12月1日から令和2年6月30日までの期間に発注した予定価格が250万円を超える建設工事及び設計等委託業務の中から、当番委員が審議のために抽出した工事8件、設計等委託業務2件について、契約担当課長から入札経緯等の説明を行った。

（委員）

入札参加資格において、「本工事と同種または類似の工事」の実績を要件としているが、「同種・類似の工事」の基準は何かあるか。

（事務局）

明確な基準は設けていないが、運用上、建設業法上における同じ工種であること、内容が類似する工事としている。

（委員）

一般的には、基準を定め、工種と数量を明記するものと考えている。市長部局においては、同種、類似の工事と記載されているが、基準となる工種と数量の記載がない。また、水道局においては、同種、類似の工事という記載自体がない。

（説明者）

水道局においては、同種の工事は定めているが、規模は定めていない。

（委員）

工種のみとした場合に、例えば土木一式工事とした場合、工事内容が多岐に亘るため、それらをすべて実績としてしまうと、入札参加資格が明確に示されているのか疑問である。

参加資格要件において、工種と格付の等級を指定しているので、そういった要件の中で施工実績として指定した工種の実績があることだけを求めるということであれば、それで構わないが、部局によって入札参加資格要件の記載が異なることに違和感がある。

（事務局）

今後、研究のうえ、水道局との調整を行う。

（委員）

今の質疑について、運用上という回答があったが、どのように運用しているか。

(事務局)

現在は工事ごとにその都度施工実績を定めているが、工種や施工内容が類似した工事等の具体的基準について、今後調査研究する。

(委員)

千歳駅前広場再整備基本設計委託の指名業者を選定する際に、造園系の設計受注状況を参考としているが、駅前広場の再整備については、造園系ではなく交通系が主たるものになるのではないかと。交通系の分野がないということで造園系を選択したということか。

(事務局)

本市の登録制度上、交通系という分類がないことから造園コンサルタント及び道路コンサルタントに登録がある業者から、造園の受注実績がある業者を先に抽出し、道路の実績もある業者から選定した。

(委員)

指名されている業者は交通系に十分対応できる業者なので、実質的な問題はないものと思うが、造園系としているのは違和感がある。

(委員)

浄化センター監視設置更新工事については、特殊な工事と理解してよろしいか。

(説明者)

特殊性のある工事である。

既存の機械のサーバーに係る盤等の更新であり、既存の機械のメーカー以外のメーカーを取扱う業者が参加し難いところがある。

(委員)

随意契約ではないということか。

(説明者)

随意契約ではない。

(委員)

落札業者は既存機器のメーカーを使用しているのか。

(説明者)

そのとおりである。

(委員)

浄化センターに特化した機械か。

(説明者)

今回の施工内容は各機器に影響する制御関係部分に係るため、専門性のあるものである。

(委員)

他市等では別のメーカーの機器を使用している場合もあるか。

(説明者)

そのとおりである。

(委員)

随意契約を行う場合の入札を行う場合と違いは何か疑問に感じる。本工事のように既

存機器のメーカーしか使用できなければ、随意契約が適切であると考える。

(説明者)

既存メーカーの機器は使用せず、全て別のメーカーのものに変更したこともあり、既存メーカー以外でも対応できる場合がある。

(委員)

メーカーを変更する方が高額か。

(説明者)

企業努力によるが、今回はそういった業者は参加しなかった。

(委員)

舗装工事を行う際に入札の場合と、随意契約の場合があるが違いは何か。また、基準はあるか。

(事務局)

日常的な点検や補修については、単価契約を締結しており、軽易な補修は随意契約を行っている。

基準は定めていないが、日常の点検で緊急的に発生する舗装については随意契約とし、予め計画を立てて行う改修や舗装については入札による契約としている。

(委員)

千歳駅前広場再整備基本設計委託について、入札価格にばらつきがあるが、理由は何か。

(事務局)

設計委託については、各社の入札価格に開きがあることがあり、落札の意思が強い業者は低めの価格を提示すると考える。

本件は駅前広場の基本設計であり、会社としての PR・実績づくりを踏まえ、各社力を入れて入札したと考える。

(委員)

最低制限価格は公表しているか。

(事務局)

公表していない。

(委員)

計算方法は公表されているので、最低制限価格の推定が可能である。

落札意欲の高い業者は、最低制限価格周辺の価格を提示したということか。

(事務局)

各社とも相当精度の高い積算をしていると考える。

(委員)

予定価格に近い入札額の業者は、あまり落札する意思がないということか。

(事務局)

予定価格は公表しており、入札には参加するもののそれほど落札意欲はないと考える。

4 報告事項

(1) 指名停止措置状況について

令和元年12月1日から令和2年6月30日までの期間に行った指名停止措置について、契約管財課長から報告を行った。

5 次回の日程等について

次回の委員会は、令和2年1月頃に開催することとし、審議案件の抽出当番委員を齋藤（一）委員に決定した。

6 閉会